

## 佐賀県告示第 37 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、令和 8 年 2 月 10 日から同年 3 月 9 日まで佐賀県県土整備部道路課及び杵藤土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 2 月 10 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	道路の区域			
	区間	変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
県道 多久江北線	杵島郡江北町大字山口字田尻 4985 番 2 地先から 杵島郡江北町大字上小田字二 本松 208 番地先まで	後	113.2～ 13.7	970.7
	杵島郡江北町大字山口字田尻 4985 番 2 地先から 杵島郡江北町大字山口字柳谷 4659 番 3 地先まで	前	49.4～ 11.7	214.4